

公益財団法人 助成財団センター

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人助成財団センター定款（以下「定款」という。）
第55条第2項に基づき、公益財団法人助成財団センター（以下「当センター」とい
う。）の会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 当センターの会員は次のとおりとする。

- (1) 法人会員 当センターの目的、事業に賛同する法人及び団体（公益信託を含む）
- (2) 個人会員 当センターの目的、事業に賛同する個人で、定款第3条で定める助
成財団等の団体に所属していないもの

(入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認
を得なければならない。

- 2 公益信託が法人会員になろうとする場合の申込者は、原則としては当該公益信託
の受託者とし、必要に応じ当事者の協議によって申込者を定めることができる。

(会員資格の取得日)

第4条 前条にもとづき入会する会員の資格取得日は、特別の事情がない限り入会申
込を理事長が承認した日とする。

(会費)

第5条 当センターの会員は、毎年年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。
 - (1) 法人会員 1口6万円とし1口以上とする。
 - (2) 個人会員 1口1万円とし1口以上とする。
- 3 センターの定款5条で定める事業年度の途中で入会した場合で、当該年度の終了
まで6ヶ月に満たない会員の会費は、前項で定める年会費の半額とする。

(会費の用途)

第6条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%を公益目的事業費に、
50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管
理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することも可とする。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 当センターが発行する助成団体要覧(ただし、個人会員を除く)、助成金応募ガイドを無料で配布を受けることができる。
- (2) 当センターの出版物を会員割引価格で購入できる。
- (3) 当センターの広報誌を無料で配布を受けることができる。
- (4) メールマガジン等による情報提供を受けることができる。
- (5) 当センターの会員専用ホームページ(助成財団フォーラム)利用することができる。
- (6) 当センターが行なう相談を無料で優先して利用することができる。
- (7) 当センターが主催する各種セミナー、講演会等へ優先的に割引料金で参加できる。
- (8) 会員同士の交流の場が得られ、ネットワークづくりに参加できる。

(会員の義務)

第8条 当センターの会員は、毎年当センターが実施する助成に関する当該法人又は公益信託の事業内容に関するデータの登録更新に協力する義務を負うものとする。

(退会)

第9条 会員は退会通知を当センターに提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 個人である会員が死亡し、又は法人である会員が解散したときは、退会したものみなす。

(除名)

第10条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
 - (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6項に該当するに至ったとき。
 - (3) 正当な理由なく会費を3年分以上滞納したとき。
- 2 前項の規定により、理事会が会員を除名しようとするときは、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(改正)

第11条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この改正は公益財団法人の移行登記の日から実施する。

この規則は、2019年4月1日から施行する。